

## 川角駅周辺地区整備協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、川角駅周辺地区整備協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 毛呂山町は、川角駅、及び同周辺地区の安全性を高めるとともに、毛呂山町の玄関口にふさわしい賑わいのある安全な空間とするため、川角駅周辺地区整備事業を進めている。その中で、令和2年に実施した住民説明会ならびに同12月議会に提出・採択された請願書の要望事項を受け、本協議会は、住民合意を目指して、その整備方針を策定するとともに、具体化について検討することを目的とする。

(検討範囲)

第3条 協議会の検討範囲は、駅周辺地区及び駅周辺地区に関連する地域とする。

(検討事項)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 駅施設の整備に関すること
- (2) 駅前広場・駅周辺道路の整備に関すること
- (3) 駐車場・駐輪場の整備に関すること
- (4) 空間・景観づくりに関すること（駅周辺道路・駅前広場等）
- (5) 整備方針の策定に関すること
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

2 毛呂山町は、協議会において決定した整備方針をもとに事業を進める。

(委員)

第5条 協議会は、別表1に掲げる21人以内の者をもって構成する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が任期途中で退任した場合、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人

- 2 会長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 会議は公開とする。ただし会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。
- 5 会議資料及び議事録は、個人情報に関わる事項及び討議により知り得た重要事実（金融商品取引法の規定による）以外は原則公開とする。ただし会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会に会議の進行を見守るオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは議長の求めに応じ、発言することができる。
- 3 オブザーバーは主観を持たず、客観的な視点で会議の進行を見守るものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、事務局を毛呂山町役場まちづくり整備課に置く。

(補則)

第10条 この規約に変更の必要が生じたときは、協議会の了承を経て改正する。

- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別途定める。

附 則

この規約は、令和3年12月21日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、令和4年4月26日から適用する。

別表 1

番号	職	区分	氏名	所属・役職等
1	会長	地域	小久保 一省	みんなのための川角駅を造る会
2	副会長	地域	下田 俊哉	〃
3	委員	地域	大山 英治	〃
4	委員	地域	根岸 敏男	〃
5	委員	地域	山崎 綾子	〃
6	委員	地域	岡田 宣好	〃
7	委員	地域	渡邊 信明	〃
8	委員	地域	伊藤 喜代美	〃
9	委員	地域	峯岸 英男	〃
10	委員	地域	松本 茂雄	〃
11	委員	地域	小室 貴史	〃
12	委員	地域	福島 誠一	下川原地区有志代表
13	委員	地域	市原 弘之	〃
14	委員	地域	渋谷 辨洋	〃
15	委員	学識	二宮 仁志	東洋大学理工学部都市環境デザイン学科准教授
16	委員	学校	神前 敦	城西大学事務局次長
17	委員	学校	浅見 忠夫	日本医療科学大学管理課
18	委員	学校	高山 裕子	明海大学庶務課課長
19	委員	学校	猪鼻 剛	埼玉平成高校・中学事務主任
20	委員	企業	橋本 高広	(株)木屋製作所総務部部長
21	委員	企業	古澤 忍	(株)関越物産管理部部長